

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険被保険者台帳
市の機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>健康福祉部 国保年金課          （「国民健康保険に関する法律に基づく国民健康保険の資格、賦課、徴収、給付業務」及び「高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施」に限る。）</p> <p>健康福祉部 健康づくり支援課          （「高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施」及び「統計法に基づく統計データ作成業務」に限る。）</p> <p>財政部 収税課          （国民健康保険に関する法律に基づく国民健康保険税の賦課、徴収業務のうち、我孫子市公金徴収一元化に関する事務取扱規程に基づく業務に限る。）</p>
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民健康保険に関する法律に基づく国民健康保険の資格、賦課、徴収、給付業務</li> <li>● 高齢者の医療の確保に関する法律及び国民健康保険法に基づく保健事業の実施</li> <li>● 統計法に基づく統計データ作成業務</li> </ul>
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	<p>1 宛名番号、2 個人番号、3 世帯番号、4 被保険者番号、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 年齢、9 住所、10 電話番号、11 被保険者資格情報、12 賦課情報、13 収納・徴収情報、14 滞納処分情報、15 所得・資産情報、16 振替口座情報、17 送付先情報、18 還付充当情報、19 医療機関情報、20 処方箋発行医療機関情報、21 傷病情報、22 医療費内訳、23 支給決定情報、24 支給実績連携情報、25 振込先情報、26 保留情報、27 却下情報、28 給付申請・支払情報一覧、29 レセプト情報、30 高額発生状況情報</p>

<p>本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）</p>	<p>国民健康保険法第5条及び第6条に基づいて、国民健康保険に加入した住民  ※資格喪失者、加入世帯の擬制世帯主及び特定同一世帯所属者含む</p>	
<p>記録情報の収集方法</p>	<p>本人及び家族からの国民健康保険に関する届出、当該実施機関の内部及び国・他の地方公共団体への文書照会に対する文書回答、千葉県国民健康保険団体連合会から情報集約システムでのデータ提供、私人及び民間団体への文書照会に対する文書回答</p>	
<p>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>	<p>含まれる。</p>	
<p>記録情報の経常的提供先</p>	<p>NECネクサソリューションズ株式会社（システム管理委託業者）、千葉県国民健康保険団体連合会、ちばぎんコンピューターサービス株式会社、地方税共同機構</p>	
<p>開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</p>	<p>（名称）我孫子市企画総務部行政管理課文書法務係  （行政情報資料室）  （所在地）〒270-1192  我孫子市我孫子1858番地</p>	
<p>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</p>	<p>—</p>	
<p>個人情報ファイルの種別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）</p>	<p><input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）</p>
	<p>令第21条第7項に該当するマニュアル処理ファイルの有無  <input checked="" type="checkbox"/> 有   <input type="checkbox"/> 無</p>	
<p>備考</p>		